

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

1 改正要旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 保険料の徴収猶予について、急患で医療機関を受診した場合等における猶予期間を6か月から最長1年間に変更する。
- (2) 被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合、10万円以下の過料に処するとする規定を削除する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年12月2日